平成２９年（フ）第８６９号
千葉県市川市柏井町２丁目1292番地２（サンハイツⅡ207号）
債務者　須藤　和美（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８９５号
千葉県浦安市明海１丁目３番９－403号　夢海の街
債務者　浅野　泰光
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９０５号
千葉市美浜区高浜４丁目２番３棟203号
債務者　玉木　　香
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９０８号
千葉市中央区寒川町３丁目44番地　コンフォートヴィラ・寒川205号
債務者　棚本　啓之
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１５号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区17棟204号
債務者　内田　末義
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１００１号
千葉県市原市姉崎1565番地２　１号
債務者　諏訪フミ子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２０号
千葉市稲毛区小深町22番地２　アイランド翼Ｂ棟201号
債務者　田上　良一
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２９号
千葉県市川市高谷２丁目２番18―304号（クレール市川）
債務者　鈴木　　栞（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２９号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目305番地２
債務者　楠田　浩子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６１号
兵庫県加古川市野口町二屋367番地の８、従前の住所兵庫県明石市二見町東二見863番地の６東二見スカイハイツ311号
債務者　井上　鈴美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市新在家本町４－５－26、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区大津町３丁目43番地44
債務者　溝内貴美子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１７号
兵庫県姫路市西今宿３丁目５番１－202号リバティ今宿
債務者　片嶌眞理子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２９号
沖縄県名護市字中山59番地12　オアシスニューハピネス201号
債務者　仲松　敬子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１９号
岩手県遠野市上郷町板沢９地割４番地２
債務者　菊池　知美（旧姓鳥屋部）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第２２号
岩手県上閉伊郡大槌町桜木町７番17号、旧住所群馬県みどり市大間々町大間々８番地３レオネクストパストラルセゾン109
債務者　金崎　真也
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第７１４号
宮城県亘理郡亘理町荒浜字西木倉52番地２町営住宅１－311
債務者　森　優美子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係